

20 建企第 375 号  
平成 20 年 10 月 1 日

関係業団体の長 様

愛 知 県 建 設 部 長

単品スライド条項の適用対象資材の拡大について（通知）

平素は、本県の建設事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

愛知県公共工事請負契約約款第 26 条第 5 項の規定の運用については、平成 20 年 6 月 25 日付け 20 建企第 186 号及び平成 20 年 8 月 20 日付け 20 建企第 284 号により通知したところですが、鋼材類や燃料油以外のアスファルト合材など主要な工事材料についても価格上昇が出始めており、請負代金額が不相当となるおそれがあるため、当分の間、別紙のとおり運用することとしましたので、お知らせします。

なお、本通知は、平成 20 年 10 月 1 日以降に適用します。

担 当 建設企画課 建設技術グループ

電 話 052-954-6507（内線 2890）

担 当 建設総務課 契約グループ

電 話 052-954-6608（内線 2633）

## 単品スライド条項の適用対象資材の拡大等に伴う運用について

## 1. 総則

スライド額の算定方法、その他本通知に記載がないものについては、平成 20 年 8 月 20 日付運用通知の「鋼材類」の取扱いに準じるものとする。

## 2. 対象材料

- (1) 対象材料は、工事の請負代金額に大きな影響を及ぼす全ての主要工事材料とする。
- (2) 材料品目類ごとの増額分が対象工事費の 1%を超える品目のみ対象とする。
- (3) 品目類の分類は、以下を目安とする。

品目類	材料名等 (例)
燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
鋼材類	平成 20 年 8 月 20 日付運用通知のとおり
アスファルト合材	アスファルト合材
生コンクリート	生コンクリート
コンクリート二次製品	ボックスカルバート、ヒューム管、境界ブロックなど
その他	発注者・請負者間の個別協議に基づく

## 3. 請求時期

- (1) 原則として工期末の 2 ヶ月前まで（ただし、年度末（工期末が 2 月 15 日以降）工事は 12 月 15 日まで）に請求を行う。
- (2) 工期の末日が平成 20 年 10 月 1 日以降で平成 20 年 12 月 31 日以前の工事については、鋼材類・燃料油を除く主要工事材料に限り、工期満了前かつ平成 20 年 10 月 31 日まで請求できるものとする。
- (3) 12 月 15 日以降に契約する場合など (1) (2) の時期に請求が困難なときは、契約締結後、14 日以内に請求できるものとする。

## 4. 公表

単品スライド条項により変更契約を締結した場合は、押印前の変更契約書の写しを 1 冊のファイルに綴り、閲覧に供するものとする（10 月 1 日以前の契約済み工事を含む）。